

南区自治会町内会

とにかく
話したい！

書類
番号

7

未来づくりサロン

DXって何？

(旧南区自治会町内会DX推進交流会)

～ほかの地区の役員さんとお話してみませんか？～

日時 令和7年12月13日(土)
13時～16時
場所 南区役所7階会議室
(南区浦舟2-33)
対象 南区内の自治会町内会長、役員等
①自治会町内会でデジタル活用をしてみたい人
②他の自治会町内会と情報交換をしたい人
定員 約40人
締切 令和7年11月28日(金)

LINEなら
できるけど...

紙じゃだめなの？

昨年、他の地域の方と情報交換
ができて良かった、刺激的だった
と好評をいただいた交流会を今年
度も開催します。

役員になったけれど色々不安を
感じている方、お茶を飲みながら
日頃の悩みを共有して次の活動に
生かしてみませんか？

当日のプログラム

第1部 事例紹介と意見交換①

<事例紹介>

自治会町内会のデジタル化構想と継続の工夫について

発表者 本大岡地区町内会連合会 デジタル研究会 伊藤孝行 会長

<質疑応答と意見交換①>

自治会町内会のデジタル化について

デジタル化の現状やアイデア等について話し合います

気になることは聞いてみよう

第2部 意見交換② 町内会活動をしていて感じること

活動で大変なことや他の町内会に聞いてみたいこと等について話し合います

第3部 名刺交換 ※当日は名刺をご持参ください。お持ちでない方は当日台紙を配布します
交流を深め、多くの方とつながって今後の活動に生かしましょう

申込み等の詳細は裏面へ

申込方法

※郵送の場合は、下記参加申し込み書を地域振興課地域活動係までお送りください。

電子申請（下の二次元コード）



←申込フォームはこちらから

FAX

045-341-1240

電話

045-341-1235

郵送

〒232-0024
南区浦舟町2-33
南区役所地域振興課
未来づくりサロン担当

未来づくりサロン参加申込書

FAX番号 **045-341-1240**

※FAX申込みの場合、必要事項を記載してFAXしてください。

お名前 ふりがな

電話番号

自治会町内会名

役職

役員歴

年

◎第2部の意見交換会②で話したいテーマに○をつけてください

- ・加入促進
- ・イベントの周知、集客方法
- ・役員の継承問題
- ・自治会町内会のデジタル化
- ・その他（ ）

※お電話でお申込みの方は、上記参加申込書と同様の内容をお伝えください。

※お預かりした個人情報は、本交流会の運営以外の目的には使用しません。

※申込された方へは、次の方法で確認連絡をします。

（電子申請の方はリマインドメール、FAX・郵送申請の方は電話連絡）

＜問合せ＞

〒232-0024 南区浦舟町2-33

南区役所地域振興課 自治会町内会未来づくりサロン担当

電話：341-1235 / FAX：341-1240

メール：mn-chishin@city.yokohama.lg.jp



感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは **補助** があります！

重点対策地域は **全額補助**！それ以外の地域は **一部補助** します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

自宅に「感震ブレーカー」
がついているか確認
3ページでご確認！

Step2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに！

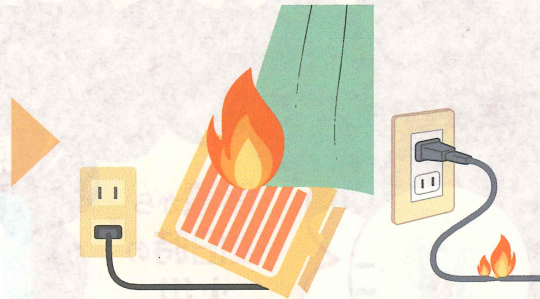
なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災 とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



！ 地震発生 停電・避難



！ 電気の復旧 出火



！ 火災発生

Point

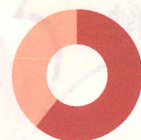
大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700 棟**

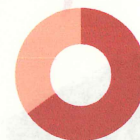
※横浜市地震被害想定調査報告書(平成 24 年 10 月)より。元禄型 関東地震、冬場の 18 時に発生と想定。

Point

地震火災の 6 割以上は「電気」が原因※です。



阪神大震災時
61%



東日本大震災時
65%

※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、
「感震ブレーカー」を設置し、
大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の
制度を



Check!



横浜市の制度

ご自宅に感震ブレイカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は 感震ブレイカーの器具代を 全額補助します

対象商品 感震ブレイカー（3～4ページの器具）

申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

南区対策地域には
追加補助があります

重点対策地域以外の世帯の 方は感震ブレイカーの器具代を 一部補助します

対象商品 感震ブレイカー（3～4ページの器具）

申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 3～4ページにてご確認ください。

※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

申請要件

同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること

ア. 65歳以上

イ. 身体障害者手帳の交付を受けている

ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている

エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている

カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000件（先着順）

対象地域



オレンジ色

全額補助

重点対策地域

緑色

一部補助

対策地域

水色

一部補助

左記以外の地域

重点対策地域・対策地域とは？

建物が密集する地域は地震火災の際に大規模な延焼を起こす可能性が高く、横浜市では重点的に地震火災対策が必要な地域を「重点対策地域（不燃化推進地域）」、それ以外の対策が必要な地域を「対策地域」として定めています。

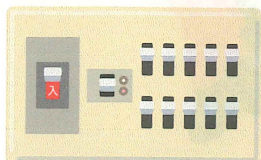
重点対策地域

対策地域

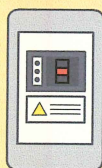
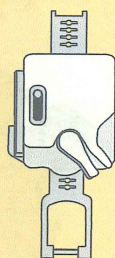
大岡一丁目	井土ヶ谷上町	永田山王台
大岡二丁目	浦舟町1丁目	永田東一丁目
大岡三丁目	永楽町1丁目	永田東二丁目
庚台	榎町1丁目	永田南一丁目
唐沢	榎町2丁目	永田南二丁目
山谷	大岡四丁目	東蒔田町
清水ヶ丘	大岡五丁目	別所二丁目
中村町1丁目	共進町1丁目	別所三丁目
中村町2丁目	共進町2丁目	別所四丁目
中村町3丁目	共進町3丁目	別所五丁目
西中町4丁目	白妙町1丁目	別所中里台
八幡町	白妙町2丁目	堀ノ内町1丁目
伏見町	高根町1丁目	堀ノ内町2丁目
平楽	通町4丁目	蒔田町
南太田一丁目	中里一丁目	真金町1丁目
三春台	中里二丁目	真金町2丁目
若宮町1丁目	中里三丁目	宮元町3丁目
若宮町2丁目	中里四丁目	六ツ川一丁目
若宮町3丁目	永田北一丁目	六ツ川二丁目
若宮町4丁目	永田北二丁目	睦町1丁目
	永田北三丁目	睦町2丁目

Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認

分電盤の近くに
このような器具は
ついていますか？



分電盤



コンセントの近くに
このような器具は
ついていますか？

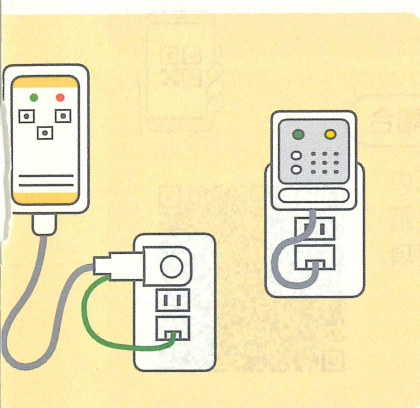
※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

Step2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのに悩みの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

種類	バネ式	
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット
写真	製品の詳細はこちら▼	製品の詳細はこちら▼
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行き 55	メーカーのホームページでご確認ください。
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL : 03-5798-7801	
重点対策地域	無償	無償
対策地域	申請者負担額 700 円 (送料・税込)	申請者負担額 1,100 円 (送料・税込)
上記以外の地域	申請者負担額 1,800 円 (送料・税込)	申請者負担額 2,700 円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断	
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体 を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後	
注意点	・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない (ふたを開けたままであれば取付けできる)。	・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤に対応 (コード部分の隙間が必要である) ・ 壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可

してみましょう

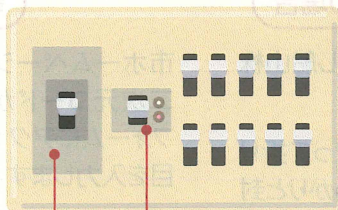


Check Point !

器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。

分電盤



アンペア
ブレーカー

漏電遮断器

● 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？

● ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？

● 漏電遮断器が付いているかどうか？

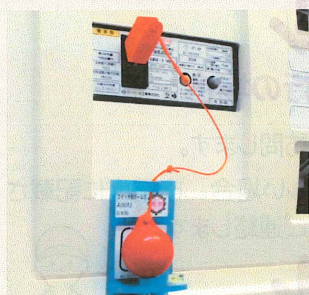
● コンセントにアース端子があるかどうか？

コールセンター：0120-993-918

メール：Info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

おもり玉式

スイッチ断ボールⅢ



製品の詳細は
こちら▼



縦 58× 横 34× 奥行き 28

(株) エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220

無償

申請者負担額 **700 円** (送料・税込)

申請者負担額 **1,700 円** (送料・税込)

地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断

水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。
おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。

揺れを感知した直後

- ・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること
- ・ 本体を地面と垂直に設置
- ・ ふた付きの分電盤に対応（ひも部分の隙間は空けておく必要がある）

コンセント差込式

Ki感震センサー（アース線タイプ、3端子タイプを選択）



製品の詳細は
こちら▼



縦 111× 横 30× 奥行き 45

ケー・アイ技術(株) TEL：0598-20-8858

無償

申請者負担額 **2,300 円** (送料・税込)

申請者負担額 **3,900 円** (送料・税込)

感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断

器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。

揺れを感知してから3分後

- ・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動
- ・ 壁付けするためのスペースが必要
- ・ 壁へのネジ止めが必要
- ・ アース線との接続または3端子コンセントに差し込みが必要
- ・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択
- ・ 100V のコンセントに差し込み
- ・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA 以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申込方法



郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp



電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
- 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。

※配送後に器具の返品や返金はできません。



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者をご連絡します。

取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)



注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：Info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は ☒ ⇒ ☐ チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 横浜市 南区		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	
希望する助成制度（必ず、申請する制度に✓を入れてください） ☐ 器具配送 ☐ 器具＋器具取付 (要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)			
希望する感震ブレーカー（いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください） ※重点対策地域の方は無償です。 ☐ ヤモリ ☐ Ki感震センサーアース線タイプ ☐ ヤモリ・デ・セット ☐ Ki感震センサー3端子線タイプ ☐ スイッチ断ボール			
取付希望日 (取付支援を 選択の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日	取付希望 時間帯	☐ 午前 9時～12時 ☐ 午後 12時～18時
3. 同意事項（同意の上、「はい」に○を付けてください。） → はい ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。 ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・横浜市中で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。 ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電に備えたバッテリーを備えています）。 ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。 ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。			

↓ 折り線 ①

9 4 0 8 7 9 0



2026年4月
30日まで
(切手不要)

新潟県長岡市稲保4-720-6
横浜市感震ブレイカー等設置推進事業
受託事業者
船山株式会社
行



→ 折り線 ④

↑ 折り線 ②

← 折り線 ③

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。



家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1

取付けを
支援します!

2



今年度からは
器具代を補助します!



横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等**のみで構成される**世帯**のみなさんは**補助**があります!
器具代を**重点対策地域**は**全額補助**! それ以外の**地域**は**一部補助**します!

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

申請の要件を
満たしているか確認

※詳細は3ページ参照

Step2

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに

なぜ家具転倒防止器具が必要？

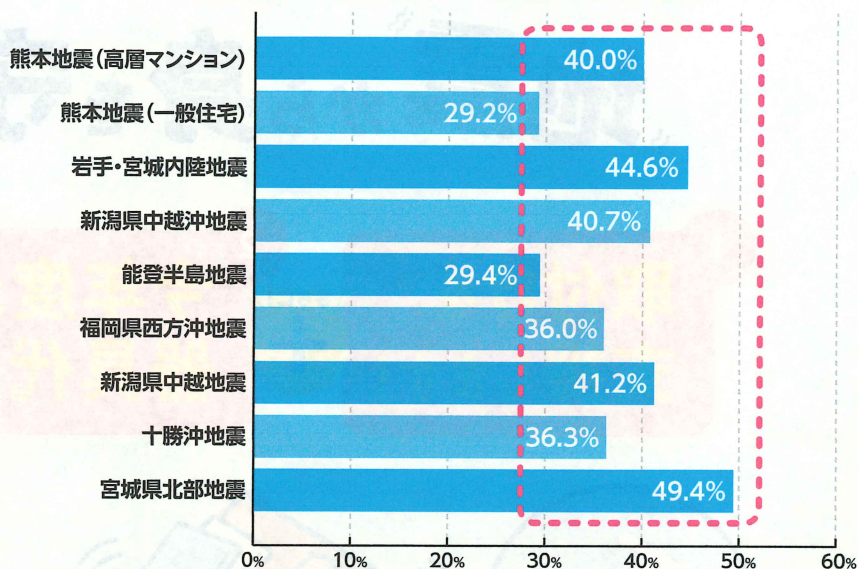
Point
1

けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害



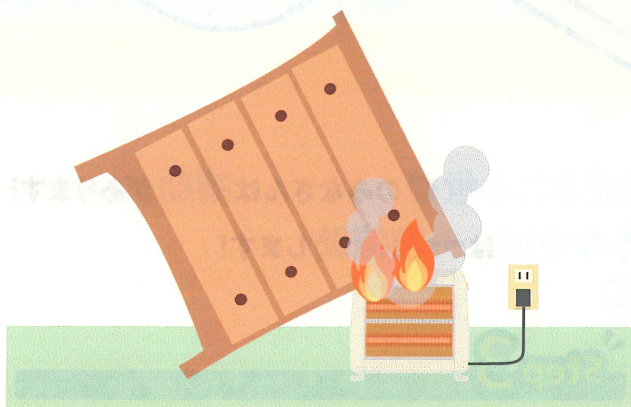
近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

Point
2

火災の原因に

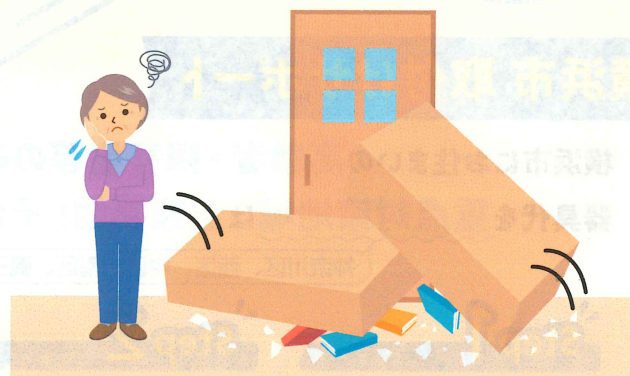
転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point
3

避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所)





横浜市
の制度

家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域** の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を **全額補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します
※予算に達し次第終了

1世帯
家具
2つまで

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域以外** の世帯の方は器具代金を **一部補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

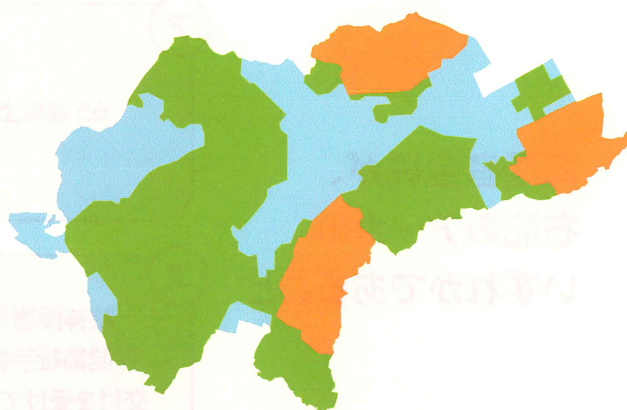
対象 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します
※予算に達し次第終了
4ページにてご確認ください

南区は
追加補助が
あります

1世帯
家具
2つまで

対象地域



オレンジ色

全額補助

重点対策地域

緑色

一部補助

対策地域

水色

一部補助

左記以外の地域

重点対策地域・対策地域とは？

建物が密集する地域は地震火災の際に大規模な延焼を起こす可能性が高く、横浜市では重点的に地震火災対策が必要な地域を「重点対策地域（不燃化推進地域）」、それ以外の対策が必要な地域を「対策地域」として定めています。

重点対策地域

対策地域

大岡一丁目 西中町4丁目

大岡二丁目 八幡町

大岡三丁目 伏見町

庚台 平楽

唐沢 南太田一丁目

山谷 三春台

清水ヶ丘 若宮町1丁目

中村町1丁目 若宮町2丁目

中村町2丁目 若宮町3丁目

中村町3丁目 若宮町4丁目

井土ヶ谷上町

浦舟町1丁目

永楽町1丁目

榎町1丁目

榎町2丁目

大岡四丁目

大岡五丁目

共進町1丁目

共進町2丁目

共進町3丁目

白妙町1丁目

白妙町2丁目

高根町1丁目

通町4丁目

中里一丁目

中里二丁目

中里三丁目

中里四丁目

永田北一丁目

永田北二丁目

永田北三丁目

永田山王台

永田東一丁目

永田東二丁目

永田南一丁目

永田南二丁目

東蒔田町

別所二丁目

別所三丁目

別所四丁目

別所五丁目

別所中里台

堀ノ内町1丁目

堀ノ内町2丁目

蒔田町

真金町1丁目

真金町2丁目

宮元町3丁目

六ツ川一丁目

六ツ川二丁目

睦町1丁目

睦町2丁目

Step 1

申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、
右記のア～カの
いずれかであること

ア

65歳以上

イ

身体障害者
手帳の交付を
受けている

ウ

愛の手帳
(療育手帳)の交付
を受けている

エ

精神障害者
保健福祉手帳の
交付を受けている

オ

介護保険法による
要介護、又は要支援
の認定を受けている

カ

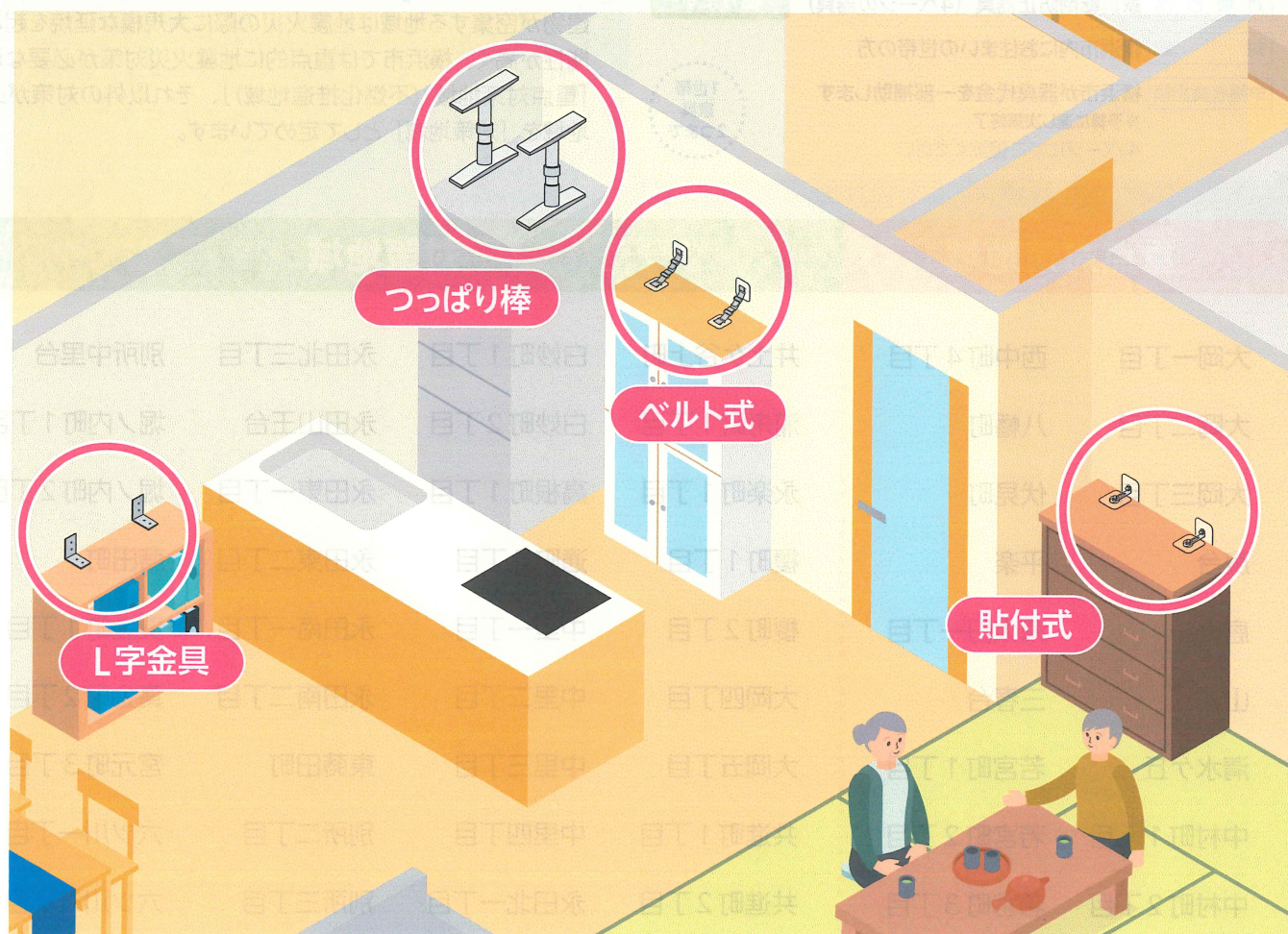
中学生以下

「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度対象となりません。

Step 2

器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>





注意点

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 ※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。	取付けの留意事項
つっぱり棒		重点対策地域 無償	家具と天井の隙間に取り付けるタイプです。ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
		対策地域 小：165円(税込)/個(セット) 中：187円(税込)/個(セット) 大：209円(税込)/個(セット)	
		上記以外の地域 小：550円(税込)/個(セット) 中：623円(税込)/個(セット) 大：696円(税込)/個(セット)	
L型金具		重点対策地域 無償	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
		対策地域 154円(税込)/個(セット)	
		上記以外の地域 513円(税込)/個(セット)	
ベルト式		重点対策地域 無償	壁側にネジで固定します。壁と本体をベルトで支えるタイプで、「ダンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
		対策地域 176円(税込)/個(セット)	
		上記以外の地域 586円(税込)/個(セット)	
貼付式		重点対策地域 無償	耐震ゲルマットを使用します。免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。
		対策地域 264円(税込)/個(セット)	
		上記以外の地域 880円(税込)/個(セット)	

Step 3 申し込み

申込方法



郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：03-5438-5515 へ送信



電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。

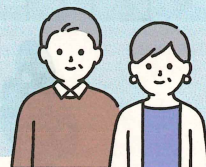


▲電子申請二次元コード

取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。



取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3
TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



____年____月____日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの<u>全て</u>に☑をつけてください） <u>同居者全員が</u>いずれかに該当しています。 ☐ 65 歳以上 ☐ 身体障害者手帳等の交付を受けている ☐ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐ 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている ☐ 中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は✓ ⇒ ☐ 〒 横浜市 南区
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2018790



東京都狛江市和泉本町4-6-3
株式会社アイリスプラザ
横浜事業所
受託事業者
ユニディ狛江店
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

2025
(令和7年)

12/14日「特別市」

13:30~15:30 (開場 13:00)

会場 鶴見公会堂 (鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6階)
JR京浜東北線「鶴見駅」西口下車 徒歩1分
京急線「京急鶴見駅」下車 徒歩5分 (改札出て西口へ)

定員 300名 参加費無料 (事前申込制)

第1部 基調講演

辻 琢也さん
一橋大学教授



山中 竹春
横浜市長



辻 琢也さん
一橋大学教授

第2部 パネルディスカッション

登壇者 山中 竹春 横浜市長
紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰
辻 琢也さん 一橋大学教授
司 会 佐藤 美樹さん フリーアナウンサー



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰

横浜の未来を用意する

「特別市」の早期法制化へ

シンポジウム

参加申込みは
こちら



— 主催 —



横浜市



お問合せ：横浜市政政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

「特別市」シンポジウム 横浜の未来を用意する -「特別市」の早期法制化へ

「特別市」 とは

「特別市」は、横浜市が市内の仕事のすべてを担うことで、神奈川県との間で生じている仕事の重複や非効率な分担をなくす仕組みです。特別市の実現には、まずは法律で制度をつくる必要があります。特別市の法制化は「ミライへの選択肢」をつくることです。

登壇者プロフィール



山中 竹春

横浜市長

1972年生。早稲田大学政治経済学部経済学科卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(NIH/NIEHS)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長、同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。



紺野 美沙子さん

俳優・朗読座主宰

1980年、慶応義塾大学在学中にNHK連続テレビ小説「虹を織る」のヒロイン役で人気を博す。俳優として活躍する傍ら、国連開発計画(UNDP)親善大使としても27年に渡り活動した。2010年秋から「紺野美沙子の朗読座」を主宰。NHKエフエム「音楽遊覧飛行」案内役を担当。元祖スー女としても知られ横綱審議委員である。



辻 琢也さん

一橋大学教授

東京大学大学院博士(学術)
専門分野: 行政学・地方自治論
主な役職: 内閣府「税制調査会」委員、
総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、
横浜市大都市自治研究会座長、
第30次・第31次地方制度調査会委員、
指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー。

お申込み方法

申込締切: 12月10日(水)

※手話・筆記通訳をご希望の方は12月3日(水)までにお申込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は12月11日(木)までに連絡します。

WEB
から

申込みフォーム →

FAX
から

045-663-6561

●下の「FAX申込用記入欄」にご記入の上
ご送信ください。



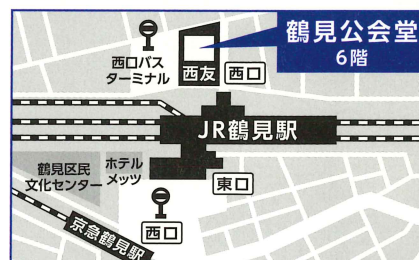
アクセス

鶴見公会堂

(鶴見区豊岡町2-1
フーガ1 6階)

※シンポジウムに関しまして、
会場へのお問い合わせは
ご遠慮ください。
※ご来館の際には、できるだ
け電車・バスなど公共交通
機関をご利用ください。

JR京浜東北線「鶴見駅」西口下車 徒歩1分
京急線「京急鶴見駅」下車 徒歩5分
(改札出て西口へ)



FAX
申込用
記入欄

フリガナ

氏 名

年 代

居住地

アンケート

ご希望の方のみ

電 話 番 号

メールアドレス

☐ 19歳以下 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80代以上

☐ 横浜市内()区 ☐ 神奈川県内 ☐ 神奈川県外

①「特別市」について、知っていますか?

☐ 名称も内容もよく知っている ☐ 名称は知っているが、内容は知らない ☐ 名称も内容も知らない

②「特別市」について、質問があれば自由にご記載ください。

☐ 車いす席 ☐ 手話通訳 ☐ 筆記通訳 ※手話・筆記通訳をご希望の方は12月3日(水)まで

※参加証はございません。※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。



発行	南 保 護 司 会
	南区更生保護女性会
発行人	伊 東 秀 明
編集人	永 井 正 己
事務局	福 祉 協 議 会 内
	045 - 260 - 2510
承認	南 区 第 26 号
印刷所	株 式 会 社 日 栄



第 75 回「社会を明るくする運動」南区推進大会

立ち直りを支える地域のチカラ

7月6日(日)、第75回「社会を明るくする運動」南区推進大会が南公会堂で開催された。「社会を明るくする運動」とは、犯罪や非行を防止し、犯罪や非行をした人達の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動である。

第1部の式典は、「開会のことば」で始まった。主催者代表として吉井肇大会委員長が「南の風はあたたかい」という言葉通りの地域である事を感じるとの挨拶に続き、伊東秀明南保護司会会長から「地域で作る明るい社会」のメッセージと共に、標語募集に多くの参加があったことへの感謝の意を表された。

続いて、社明推進大使に任命された高澤和義南区長に大使のタスキが渡され、内閣総理大臣からの「黄色い羽根のもと、犯罪や非行を防止し、社会を支える地域の力を」とのメッセージが伝達された。

大会のシンボルマークである黄色い羽をテーマとし、社会を明るくする運動を分かりやすく描いた鉄拳さんのパラパラ漫画のショートムービーが上映された後、来賓として高澤和義南区長、小美濃慶子横浜保護観所復帰対策官、大場泰彦神奈川県南

警察署署長から祝辞を頂いた。

続いて標語優秀作品表彰が行われた。応募総数247点の中から、永田台小学校、永田小学校、永田中学校、各校3名計9名が優秀作品として壇上で披露され、表彰された。

応募された全ての作品は会場ロビーに展示された。

第2部のイベント交流は、永田台小学校、永田小学校、永田中学校吹奏楽部による、学校紹介や演奏が披露された。それぞれが真剣に練習に取り組んできた成果を発表する姿に会場から盛大な拍手が寄せられた。

大会の最後に青山かなよ南区更生保護女性会会長から「黄色い羽根を心の中に、安心安全な社会を願って」との挨拶と共に、閉幕となった。

南保護司会と南区更生保護女性会が一丸となって運営し、「再犯防止」を地域で支える実りある大会となった。更生保護のホゴちゃんの着ぐるみも大変人気となり会場は大いに盛り上がった。



区長、小美濃慶子横浜保護観所復帰対策官、大場泰彦神奈川県南





「社会を明るくする運動」
第14回 標語入賞作品

*大丈夫 その一言で あたたまる

横浜市立永田小学校 黒沼 堇

*あの時に ゆるしてくれて ありがとう

横浜市立永田小学校 加藤 美咲希

*決めつけず 人を信じる 思いやり

横浜市立永田小学校 寺田 新芽

*その勇氣 誰かを助ける 第一歩

横浜市立永田台小学校 町田 藍子

*一人じゃない 助けてくれる 人がいる

横浜市立永田台小学校 山田 千夏

*一人じゃない そばにはいつも 仲間がいる

横浜市立永田台小学校 金谷 歩槻

*ひと言で 笑顔をつくる ありがとう

横浜市立永田中学校 及川 葉月

*声かけて 増やす仲間と 安全を

横浜市立永田中学校 勝部 はんな

*困りごと 抱え込まずに 相談を

横浜市立永田中学校 大石 啓人



第2部「イベント交流」

1. 永田台小学校

「永田台小学校と地域とのつながり」



2. 永田小学校

「～地域とつながる永田の輪～」



3. 永田中学校 吹奏楽部

「吹奏楽のための土俗的舞曲」

「鎌倉殿の13人 メインテーマ」

「映画メドレー」

「キセキ」

「勝手にシンドバット」



薬物乱用防止キャンペーンに参加 弘明寺商店街をパレード

6月15日（日）、神奈川県南警察署、薬剤師団体、南保護司会合同で薬物乱用防止キャンペーンを実施した。晴天に恵まれパレード日和であった。

大場泰彦神奈川県南警察署長や、来賓の方の挨拶のあと、弘明寺観音前から弘明寺商店街アーケードを市営地下鉄弘明寺駅までパレードした。

神奈川県警察音楽隊を先頭に各団体が薬物乱用防止の理解と協力を訴えた。

薬物乱用防止キャンペーンは警察を中心に関係機関（薬剤師）や地域団体（保護司会）の協力のもと、近年社会で蔓延し、その使用が低年齢化している大麻や脱法ドラッグなどの根絶を目的として実施している。

保護司会チームは薬物乱用防止パンフレットのほかティッシュペーパー、ビスケット、絆創膏等を多くの見学者に配布し大変盛り上がった。

警察署、薬剤師、保護司会の活動に地域住民が理解をしていただき、互いに一致協力して薬物乱用防止活動に努めたい。



令和7年度 第Ⅰ期地域別定例研修会 「就労支援について」

6月10日（火）、福祉保健活動拠点において第Ⅰ期地域別定例研修が開催された。

「就労支援について」をテーマに、神奈川県就労支援事業者機構の就労支援員桑原明夫氏と谷川明日香主任官を講師として行われた。

就労は、経済的に自立して安定した生活を送る上での基盤であると同時に、規則正しい生活習慣を身に付け、精神面での安定を保持する上でも重要な要素といえる。刑務所出所者等の再犯防止のためには、就労支援や雇用の確保がとても重要である。

就労は再犯防止の重要課題といえる一方、保護観察対象者等はその資質や前歴、職歴等の問題から、自力で就労することや、就職に定着することに困難を抱えている人がいる。

神奈川県内の協力雇用主の数は949社あるが、業種は多岐に渡り、建設業が約7割を占めている。

神奈川県就労支援事業者機構は、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止する組織である。

就労支援対象者は主任官と保護司による協議の上、保護観察所長が認定する。対象者の資格、免許等を考慮して就職先を選定する

職場で多く見られる問題点は、約束や時間が守れない、遅刻や無断欠勤を繰り返す、不注意が多く、対人関係が苦手であることが多い。

離職する理由は仕事や待遇への不満や職場の人間関係によるもの等様々な原因がある。就労意欲を維持させる苦勞もあるとのこと。

犯罪や非行をした人達の就労について、知識を得たが、雇用主の苦勞や対象者の思いを考えさせられる研修であった。





更生保護女性会だより



第75回「社会を明るくする運動」南区大会

令和7年7月6日（日）「社会を明るくする運動」南区推進大会が南公会堂で開催されました。

令和7年は永田小学校、永田台小学校、永田中学校の生徒・児童の皆様に「社会を明るくする運動」の標語作りをお願いし全作品297枚をロビーに展示いたしました。

第一部式典では南区保護司会伊東会長の開会の言葉の後、主催者を代表して南区連合町内会連絡協議会吉井会長より挨拶があり、石破内閣総理大臣より「社明一日大使」のメッセージとタスキが南区長 高澤和義様に託され、その後来賓の方にご挨拶を頂きました、そして、優秀作品に選ばれた生徒、児童により発表され、壇上で少し上気した笑顔がまぶしく感じられました。

第二部のイベント交流プログラムでは永田小、永田台小の児童が制作した地域とのつながりをテーマに子供たちの目で見えたこと体感したことなど、工夫をこらした劇やスライドで紹介され、永田中学校の吹奏楽部は21人と少ないながらも、迫力ある演奏で楽しませてくれました。手作りの企画は子供たちの気持ちが詰まった素晴らしいステージでした。



第2部 イベント交流

プログラム

令和7年7月6日（日）
南公会堂 お昼引

横浜市立永田中学校 吹奏楽部の

- 1 主倍の舞曲
 - 2 メインテーマ
 - 3 映画メドレー
 - 4 交響曲
 - 5 シンドバッド
- 人数 21人
中学 1～3年生
- 楽器が大好きな中学生達が
たくさん演奏している姿
が、とても印象的でした。
ぜひ、お聞きください！

永田台小学校と 地域とのつながり

- マスコット登場
かがやきの時間
ドリーム体験
横浜リ〜じゃん
- 楽しく「明るく」元気に！
私たちの地域とのつながりを
劇を通して説明します！
- お楽しみに〜！

永田小学校

～地域とつながる
永田の輪～

- ・あいさつ運動でつながる輪
 - ・学習や登下校でつながる輪
 - ・食を通してつながる輪
- 永田小を覚えてくださる方を
紹介します。



活動報告

3月22・23日 南区桜まつり

5月 南区更生保護女性会総会

紙面総会用案内 送付 成立

まこと寮食事作り（9・10・11・2月）予定



これからの予定

9月17日 南区更生保護女性会日帰り研修会

10月30日 第73回 横浜市更生保護大会

1月 春のつどい 保護司会と共催 未定

3月 会員交流会 未定

令和7年度 神奈川県更生保護女性連盟 創設65周年記念事業 リーダー研修

令和7年6月20日（月）横浜保護観察所に於いて、神奈川県更生保護女性連盟創設65周年記念事業リーダー研修が行われました。

研修員は各地区より100名が出席、横浜保護観察所所長 中臣裕之様より挨拶を頂き、講演会は講師 五島つばさ様よりテーマ「ひまわりの譜から紐解く更女の活動について」
「月あなたの愛を信じたい生きる力の湧き泉ひまわりの花世界の輪心をつなぐ愛の歌～月」2005年日本クラウンレコードより社会を明るくする運動の応援歌として発売されました。

その後のグループワークでは各々支部バラバラに分かれ自分の地区の特徴等の話や、活動の様子を聞き、気付きも有り短時間でしたが理解を深めました。最後、手話の出来る方数人が前に出て「ひまわりの譜」を合唱、楽しいリーダー研修となりました。



神奈川県更生保護女性連盟 令和7年度Aブロック研修



8月15日（金）Aブロック研修会が西公会堂で行われました。昭和35年に少年非行や地域の課題と向き合い「ほっておけない」精神のもとに活動し現在では「社会を明るくする運動」を広めていこうと活動しております。

女性会の綱領も大切ですが「社会を明るくする運動」に五つの誓いというものがあります。

「社会を明るくする運動」五つの誓い

- ① 犯罪や非行のない明るい社会を築きます。 ② 再犯防止は更生保護の使命です。
- ③ 地域のチカラで立ち直りを支えます。 ④ お帰りの心で仕事と居場所を作ります。
- ⑤ 幸福(しあわせ)の黄色い羽根で理解の輪を広げます。

「これからはもっと力を入れて、世間に知ってもらえるよう頑張りましょう」武田会長の力強い挨拶がありました。その後、西保護司の小国 徹様の口笛演奏・佐上 智美様 キーボード演奏を交え、金沢動物園の飼育員をされた話やBBS会員だった時のエピソードなど口笛の演奏と、一緒に声を出すことでコミュニケーションがたかまり一体感を得ることが出来ました。聞くだけの一方通行の研修会ではなく会場が一つにまとまり和やかな研修会になりました。



令和7年度 南保護司会総会

5月9日（金）、南区社会福祉保健活動拠点において、南保護司会総会が開催された。

伊東秀明南保護司会会長から、日頃の保護司活動は基より、保護司会の行事にも積極的に参加して頂きたいとの挨拶で総会が始まった。

令和6年度事業報告、収支決算報告、会計監査報告が行われた。続いて令和7年度の事業計画及び予算案について審議が行われた。質疑応答の後、全ての議案が承認された。

総会終了後、横浜保護観察所中臣裕之所長の特別研修が行われた。「保護観察の現状」と題して、滋賀県大津市における保護司殺害事件を踏まえた取り組みについて説明され、観察所と保護司の連絡体制の強化等を実施している状況を説明して頂いた。

会場を旅館「松島」に移して懇親会が開かれた。会食の際には日々の苦労話や現状を報告し合った。先輩保護司からのアドバイスを聞き、夫々が真剣に保護司活動している現状を知った。

会員は楽しい一時を過ごし、和やかな笑い声が聞こえる懇親会であった。



第75回 社明ミ二集会報告 (令和7年9月30日現在)

地 区	実施日	人数	内 容
お三宮地区連合町内会	8月26日	43名	少年非行と立ち直り、地域の関わり
堀ノ内陸連地区合自治会	8月27日	45名	闇バイトとは？特殊詐欺の傾向と対策
井土ヶ谷地区連合町内会	7月19日	38名	「学校の今」
南永田山王台連合町内会	7月26日	40名	中学生の実情や生活態度、問題等について
北永田地区連合町内会	7月30日	31名	特殊詐欺について
六ッ川地区連合自治会	6月28日	37名	自殺の現状とゲートキーパーについて
六川大池地区連合自治会	9月7日	45名	薬物について、ダルクケアセンター所長講話
本大岡地区連合町内会	8月10日	30名	地域の安全安心、保護司の活動内容